

分担金・拠出金の名称	国際海洋法裁判所分担金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	131,676千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称	国際海洋法裁判所(ITLOS)	分担金			B
国際機関等の概要及び成果目標	<p>(1)当該機関の設立経緯等・目的 国際海洋法裁判所(ITLOS)は、海洋における国家の権利義務を包括的に規律する国連海洋法条約(UNCLOS)に基づき、1996年にドイツ・ハンブルクに設立された、21名の裁判官(任期9年)で構成される裁判所。①UNCLOSの解釈又は適用に関する紛争であって、UNCLOS第15部(紛争の解決)に従って付託されるもの、及び②UNCLOSの目的に関係のある国際協定の解釈又は適用に関する紛争であって、当該協定に従って付託されるものにつき管轄権を有する。</p> <p>(2)拠出にあたっての成果目標 人的・財政的貢献を通じてITLOSの機能向上に資することで新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献し、海における法の支配の促進に寄与することを目標とする。</p>				
分類	評価基準	実績・成果等			
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	<p>・ITLOSはUNCLOSに基づき、同条約の解釈・適用に関する紛争の司法的解決を任務としており、UNCLOSに基づく紛争解決制度において、重要な位置付けを与えられている。近年特に、違法漁業に対する国家の責任、海洋境界画定及び深海底における活動など、重要な論点を含む国家間の海洋紛争が相次いで付託され、これらに判断を下すことを通じて、国際海洋法秩序の発展に貢献し、日本が掲げる主要な外交目標の一つである「海における法の支配」の実現にも大いに寄与している。</p> <p>・日本は、ITLOS設立以来、常時1名の日本人裁判官(山本草二裁判官(1996年10月1日から9年間)、柳井俊二裁判官(2005年10月1日から再選を経て現職))を輩出するとともに、最大の分担金拠出国となっている。かかる人的・財政的貢献を通じてITLOSの機能向上に資することで、新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献し、海における法の支配の促進に寄与している。</p>			
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	<p>・ITLOSは、国連海洋法条約締約国会議(SPLOS)において採択される2か年予算によって活動している。毎年6月頃開催されるSPLOSにあわせ、ITLOSの書記局による内部監査を実施し、同SPLOSにおいて前年における予算の執行報告がなされるとともに、2年ごとに前年度会計予算(2か年分)の外部監査が行われ、同結果がSPLOSにおいて報告されている(2017年6月のSPLOSにおいては、2015年-2016年会計年度の執行状況報告及び同会計年度外部監査報告が行われ、5月に関連報告書(暫定)が国連海事・海洋法部のホームページで公表されている。)。また、ITLOS書記局及び外部監査による報告書は国連海事・海洋法部ホームページにおいて全て公表されている。</p> <p>・ITLOSは、予算の経常経費部分については、例年95%以上の高い執行率を維持している。予算編成に際しては、日本の指摘に応じて構成の見直しを行い、SPLOSでの締約国からの要請に応じて、自発的な経費削減にも応じるなど、締約国の監督の下適切な財政マネジメントを行っている。また、2か年の2会計年度における事案の付託件数は予測困難なところも多いが、ITLOS書記局は適切かつ柔軟な予算管理に努めてきており、事案関連経費の執行率は過去5年間で大幅に改善している。</p> <p>・外部監査人(現在の委託先はErnst & Young GmbH Wirtschaftspruefungsgesellschaft社)による監査の結果、全ての側面においてITLOS財政規則に合致している旨評価されており、財政マネジメントについて特段の問題点は指摘されていない。</p> <p>・日本は、毎年6月頃開催されるSPLOSに毎年参加し、過去年の予算執行状況に関する報告を聴取の上、改善点等が望まれる場合には指摘、また、予算審議及びそれに先立つITLOS書記局との非公式協議等を通じて、ITLOS予算が適切かつ効果的に利用されているかチェックしてきている。これに対し、ITLOS書記局も日本を始めとする締約国からの指摘に応じ適切な予算管理に努めている。</p>			
II 当該機関等と日	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	<p>・海洋国家である日本は、国連海洋法条約(UNCLOS)を基礎とする海洋秩序の維持と健全な発展こそが日本の国益に直結すると考えており、海洋に関する紛争の平和的解決と、海洋分野における法的秩序の維持と発展のためにITLOSが果たす役割を極めて重視している。特に近年、海洋境界画定事案の付託や勧告的意見の要請など、重要な事案が継続的に付託され、判例を積み重ねてきており、国際社会によって、同裁判所の役割が認識されてきていると考えられる。</p> <p>・ITLOSは、安倍内閣総理大臣が提唱する海における法の支配の3原則の一つである紛争の平和的解決を担う機関であり、同機関への拠出の有用性は極めて高い。</p> <p>・ITLOSは司法機関であり、その活動に直接的に国家が影響を及ぼすことは認められない一方、日本が、ITLOS設立以来、最大分担金拠出国であることは、ITLOS及び各国から高く評価されている。特に、SPLOSにおけるITLOSの予算審議では、最大分担金拠出国として極めて大きな発言力を有し、議論をリードしている。更に、日本は、ITLOS設立以来、常時1名の日本人裁判官を輩出してきている(山本草二裁判官(1996年10月1日から9年間)、柳井俊二裁判官(2005年10月1日から再選を経て現職))が、裁判官選挙では、日本が最大分担金拠出国としてITLOSに多大な貢献を行っていることに対する加盟国の高い評価が、日本が指名する候補者への集票に有利に影響していると考えられる。</p> <p>・2014年にゴティエITLOS書記が、2017年にはゴリツインITLOS所長が訪日し、日本側政務レベル等との意見交換を行っており、また、2014年に柳井ITLOS裁判所所長(当時)も日本側政務レベルと意見交換している。日本側からは、2014年に城内外務副大臣(当時)がドイツ・ハンブルクを訪問した際、ゴリツインITLOS所長と会談を行い、海における法の支配を重視する日本立場を説明するとともに、ITLOSの更なる発展への期待を示している。</p> <p>・日本としては、人的・財政的貢献を通じてITLOS機能向上に資することで、新たな国際法規形成及び発展に貢献し、海における法の支配の促進に寄与してきている。特に、日本は分担金の最大拠出国として、SPLOSにおける予算審議及びそれに先立つITLOS書記との非公式協議を通じて、ITLOS予算が適切かつ効果的に事業実施に利用されているかをチェックしている。</p>			

本との関係について

4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	<p>・ITLOSは全21名の独立の裁判官(1か国から1名まで)で構成されており、現在、日本人裁判官1名が在籍している。ITLOS書記局(現在の職員数は38名)には日本人職員はいない。</p> <p>・日本は、最大の分担金拠出国(約13%)であるが、ITLOS設立以来、常時1名の日本人裁判官の議席を確保(山本草二裁判官(1996年10月1日から9年間)、柳井俊二裁判官(2005年10月1日から再選を経て現職)してきており、適正な日本人数と地位が確保されていると言える。</p> <p>・2017年2月のゴリツインITLOS所長の訪日時に、安倍内閣総理大臣及び岸田外務大臣(当時)から、今後も様々な形でITLOSを支援していく旨伝達している。</p>
5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	<p>PLAN:ITLOS書記局策定の予算案が国連海洋法条約締約国会議(SPLOS)で審議、承認される。</p> <p>DO:日本を含む加盟国から分担金が支払われ、ITLOSによって案件が実施される。</p> <p>CHECK:外部監査機関によって収支報告書の監査が行われる。</p> <p>ACT:SPLOSにおいて予算執行状況及び外部監査機関の報告を評価し、要改善事項があればITLOSに問題提起され、改善に向けた議論が行われる。</p> <p>日本は、毎年6月頃開催されるSPLOSに毎年参加し、過去年の予算執行状況に関する報告を聴取の上、改善点等が望まれる場合には指摘、また、予算審議及びそれに先立つITLOS書記局との非公式協議等を通じて、ITLOS予算が適切かつ効果的に利用されているかチェックし、ITLOS書記局も日本を始めとする締約国からの指摘に応じ適切な予算管理に努めている。</p>
担当課室名	海洋法室